

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届のお知らせ

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者は引き続き、手当を受ける要件を満たしているかを確認するために現況届（特別児童扶養手当については「所得状況届」）の提出が必要です。

☆期限内に現況届の提出がない場合は、1月定期支払い（特別児童扶養手当は11月定期支払い）が遅れる場合があります。また、届出がない場合、11月分以降（特別児童扶養手当は8月分以降）の手当てが受けられなくなります。必ず期限内に届出してください。

☆8月初旬頃に対象者へ西原町役場こども課から、ピンク色の封筒で通知書を発送します。
必要書類等、内容をよくご確認の上、当日の手続きの際にお持ちください。

※「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も、同時に行います。

◆受付日程◆

	受 付 期 間	場 所	受 付 時 間
特別児童扶養手当	8月13日(火)～8月14日(水)	西原町役場 交流センター会議室	9:30～11:00
児 童 扶 養 手 当	8月15日(木)～8月23日(金) ※土・日を除く。		13:30～15:30 ※時間厳守

※上記手当が2つとも該当している方は、8月15日から22日までの期間で同時に届出ができます。

※受付時間を過ぎた場合、受付することができませんので、必ず受付時間内に余裕を持ってお越しください。

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

《与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター》

子育てサポーター養成講座 受講生募集!!

2024年9/4(水)・5(木)・11(水)・12(木)・18(水)・19(木)

AM10:00～PM4:00(昼休憩有り) ※日程により若干の変更有

内 容	講 師	内 容	講 師
保育の心	保育士	気になる子の理解と支援	社会福祉士
子どもの心の発達	臨床心理士	救命講習	民間団体
子どもの遊び	保育士	サポーターの心構え (援助活動体験発表)	サポート会員
子どもの世話	助産師		
こどもの身体の発育と病気	小児科医	危険予知トレーニング	子育て支援団体
小児看護の基礎知識	看護師	子どもの安全	JAF
栄養と食生活(実習)	管理栄養士	事業説明	ファミサポ事務局

◆会 場:与那原町コミュニティーセンター(与那原町与那原712) ◆定 員:20名(定員に達し次第締め切り)

◆受講料:無 料(テキスト代込み) ◆対 象:心身共に健康で全日程受講できる方

ファミリーサポートセンターは、「子育ての助けをしてほしい方」と「子育てのお手伝いがしたい方」を繋ぎ子育て支援をサポートします。主な活動は保育施設や学校・塾などへの送迎、子どもの一時預かりなどです。地域で繋がる子育て支援の輪で、ちょこっとボランティアしませんか?

※ちなみに…サポート会員さんはこんな方たちが活躍しています(^^)

定年退職して時間に余裕が出来た、子育ての合間ならお手伝い出来るかも、
自分も助けて貰ったからお返しをしたい!、仕事ない日なら出来るかも、
地域の輪に加わりたい!など



【お問い合わせ】 与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター ☎098-988-1914

令和6年10月から児童手当制度が変わります

【改正の主な内容】 ●所得制限の撤廃 ●児童手当の支給期間延長 ●多子加算の算定対象が22歳まで延長
●第3子以降の児童手当加算額が増額 ●児童手当支払い月の変更

	令和6年9月分まで(改正前)	令和6年10月から(改正後)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
支給対象	中学校修了までの児童 (15歳到達後の最初の3月31日まで)	高校生年代修了まで (18歳到達後の最初の3月31日)まで
多子加算 算定対象	18歳到達後の最初の3月31日まで	22歳到達後の最初の3月31日まで
支給月額	●3歳未満 一律15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第2子まで 10,000円 第3子以降 15,000円 ●中学生一律 10,000円 ●所得制限以上 一律5,000円 ●所得上限超過 支給なし	●3歳未満 第2子まで 15,000円 第3子以降 30,000円 ●3歳～高校生年代(18歳到達後の 最初の3月31日)まで 第2子まで 10,000円 第3子以降 30,000円
支給時期	年3回 2月、6月、10月(各月10日) 各前月までの4か月分を支給	年6回(偶数月) 2月、4月、6月、8月、10月、12月 各前月までの2か月分を支給

現在、児童手当を受給されていない方は対象拡充に伴う申請手続きが必要になります。

【対象世帯例】 ●中学生以下の児童を養育しておらず、高校生の児童を養育している方。
●所得上限を超過したことにより児童手当の受給資格を喪失している方。
●児童の住所が西原町外にある方。

現在児童手当を受給中の方は対象拡充に伴うお手続きは原則不要です。ただし、
新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生
年代までの児童の合計人数が3人以上の方は申請が必要です。

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

保育所及び認定こども園、幼稚園の保育料・副食費切り替えについて

保育料・副食費は毎年9月が切り替え時期です(幼稚園・認定こども園は副食費のみ)。9月分以降の保育料・副食費については、今年度の町民税(所得割額)をもとに料金の見直しを行います。令和6年1月1日の住所が町外で、現在も町外に住所がある保護者につきましては、所得割額確認のため令和6年度課税証明書(令和6年1月1日居住市町村で発行)のご提供をお願いいたします。9月分から保育料に変更の生じる方のみ8月中に通知を送付します。

4月～8月の保育料等	令和5年度の市町村民税所得割額で算定(令和4年中の収入)
9月～3月の保育料等	令和6年度の市町村民税所得割額で算定(令和5年中の収入)

(注1) 世帯内に令和5年中の収入について未申告の方がいる場合、正しい保育料の算定ができないため、9月分以降の保育料は最高階層で仮算定されます。
(注2) 父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(生活保護基準額を下回る)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。
(注3) 満3歳児以上の児童については、見直しに伴い副食費が発生することがあります。

【お問い合わせ】 こども課 保育所係・幼稚園こども園係 ☎098-945-5311

相続 遺言

お悩みではありませんか?



～専門家が解決方法をご提案します～

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。

相続・遺言の相談は無料です!



司法書士法人 きゃん事務所

代表司法書士 喜屋武 力
司法書士 親泊 千佳
司法書士 伊藤 徹

与那原町宇東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)

TEL 882-8177 (要予約)

営業時間 平日 AM 9:00～PM 5:30

相続・遺言に関することならこちら→
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」

QRコードか
「相続 遺言 きゃん」
で検索してアクセス